

5年水張りルールについて

～転作作物の交付対象水田の見直し～

令和4年から8年のあいだに一度も水張りが行われていない農地は、令和9年度から補助金の交付対象から除外されます。

(例)

年産	R4	R5	R6	R7	R8	R9
作付作物	自己保全 管理	園芸 作物	飼料 作物	自己保全 管理	園芸 作物	飼料作物
交付対象	交付対象	交付対象	交付対象	交付対象	交付対象	交付対象外

○水張りの確認について

水張りを行う場合は、1週間前までに「実施報告書」を協議会へ提出してください。

(1) 現地確認

- ① 再生協議会で、水張りの開始と水張り終了の合計2回確認します。
- ② 現地立合いは不要ですが、ほ場の場所が不明の際は立合いをお願いする場合があります。

(2) 写真撮影

- ① 水張り開始、水張り終了それぞれ写真を撮影します。
- ② 写真は、1筆ごとに地名地番が分かるようにしてください。

※水張りに関する注意点

- ① 水稻の作付けが基本です。
- ② 雨水や雪解け水での水張りは認められませんので、用水で水張りを1カ月以上継続してください。
- ③ 部分的な水張りは認められませんので、ほ場全体の水張りを行ってください。

Q&A

Q1：水張りの対象となるほ場はどこか。

A：転作作物を作付けしている水田（飼料用かぼちゃ・野菜等）、自己保全管理の水田です。

水稲作付以外の用途で使用している水田は、水張りルールの対象です。

Q2：令和8年度までに水張りを1度行えば、令和9年からは永久に交付対象水田になるのか。

A：令和8年度までに1度水張りを行っても、その翌年から5年間一度も水張りを行わなければ、交付対象水田から外れます。

Q3：交付対象水田から外れてしまっても、水張りを行えば、交付対象水田にまた戻れるのか。

A：戻ることはできません。そのため、現在水稲以外の作付けもしくは作付けをしていない、今後作付けの可能性がある水田はすべて水張りをお願いします。

Q4：自己保全管理しているほ場も、水張りをしなければならないのか。

A：今後作付けをする可能性がある水田は、水張りを行ってください。

仮に、令和8年度までに一度も水張りをせず、令和9年から作付けを開始しても交付対象水田にはなりません。

【お問合せ先】玉川村農業再生協議会（村産業振興課）

TEL 57 - 4627